

No.132 「トナーカートリッジ Version1.1」 軽微な改定

改定(追加:下線部、削除:見え消し部)

4-1-2 消耗品に関する基準

(19)トナーの重金属に関しては、処方構成成分としてカドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケルおよびその化合物を添加していないこと。

(20)トナーのアゾ着色剤に関しては、1つ以上のアゾ基の分解(ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成による)によって、別表4のアミンを生成するアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。

(21)トナーに関するその他の危険物質については以下の a. ~ d. の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

a. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質。

- ・ ~~—~~R26(吸入すると強毒性)
- ・ ~~—~~R27(皮膚接触すると強毒性)
- ・ R40(発がん性の限定的な証拠がある)
- ・ ~~—~~R42(吸入すると感作性の可能性がある)
- ・ R45(発がん性がある)
- ・ R46(遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある)
- ・ ~~—~~R48(長期ばく露により重度の健康障害の危険性)
- ・ R49(吸入すると発がん性がある)
- ・ R60(生殖能力に危害を与える可能性がある)
- ・ R61(胎児に危害を与える可能性がある)
- ・ R62(場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
- ・ R63(場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
- ・ ~~—~~R64(母乳を介して乳児に危害を与える可能性がある)
- ・ R68(不可逆的な危害の可能性がある)

b. ~~—~~IARC (国際がん研究機関)の発がん物質(グループ 1, 2A, 2B) に分類されている物質。
ただし、カーボンブラックは除く。

b. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 および危険な調剤の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する理事会指令 1999/45/EC により、定められた危険シンボルを製品全体として表示する必要性を生じさせる物質。

c. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 により、定められた R 43(皮膚接触すると炎症を引き起こす可能性がある)を製品全体として表示する必要性を生じさせる物質。

(22)トナーに関し、Ames 試験において陰性であること。

(23)トナーの MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

改定に関する情報・理由

< IARC の削除 >

発がん性のみに関する要求事項であり、a の項目で、発がん性・変異原性・生殖毒性を包括することから、化学物質管理について一元化する。

< ニッケルの追加 >

ブルーエンジェルにおける認定基準の追加に伴い追加。

< R フレーズの整理 >

「R26 (吸入すると強毒性)、R27 (皮膚接触すると強毒性)、R42 (吸入すると感作性の可能性がある)、R48 (長期ばく露により重度の健康障害の危険性)、R64 (母乳を介して乳児に危害を与える可能性がある)」は、「67/548/EEC の付属書 により、製品全体として表示する必要性を生じさせる物質」と重複し、上記の R フレーズの有無によらず、要求基準は同様である。R43 の物質も同様に、b 項に含まれているが、BA との統一を優先する。

改定日:2007 年 4 月 13 日